

障害者福祉法制と法政策の課題

— 日本国憲法第25条の現実的展開を求めて —

小田桐 忍*

Law for Persons with Disabilities and Problems with Its Legal Policy

Shinobu ODAGIRI

[欧文要旨]

The General Assembly of the United Nations adopted and proclaimed the International Year of Disabled Persons (1981) and the World Programme of Action concerning Disabled Persons from the Universal Declaration of Human Rights (1948) via the Declaration on the Rights of Disabled Persons (1975). It was in 1990 when Professor Susumu Sato considered this history of persons with disabilities as “an arrival point” and proposed 5 points concerning their rights: i) we must prescribe the general and comprehensive concept of persons with disabilities, ii) we must extensively guarantee their social security, social welfare, medical care and educational facilities, iii) we must abolish the several discriminations against them, iv) we must understand them, and v) we must clearly state their right to enjoy extensive and concrete services. How did and do we answer to these 5 points proposed by Professor Sato? In this paper, I will discuss this question from the standpoint of the construction of a “new” legal system for persons with disabilities including legal policy.

わが国の社会福祉学の構築

今日のわが国の社会福祉学が置かれている状況を踏まえて古川孝順は、「関連諸科学の最先端の動向に敏感であることは必要なことであるとしても、そこで提起された概念を援用し、解釈してみせるだけでは社会福祉研究の発展には結びつかないであろう」とした上で、「もとより、関連諸科学の概念の借用をすべて否定するわけではないが、「これからの社会福祉研究において大切なのは、関連諸科学の先端知にたいするアクセス能力やそれらを理解し、社会福祉に適用する能力だけではない」、「むしろ、より重要なのは社会福祉に独自の、一連の相互に関連する概念装置をつくりだす構想力や構築力である」（上点筆者）[古川 2000]と述べている。

欧米で流行する理論をいち早く察知・理解し、わが国の学界へ紹介・適用することが、日本的な学問の中で尊重されてきた傾向であるように思われる。例えば、挙って欧米の高名な哲学者の著書を買ひ込んだり、

流行の研究者の新刊を待ち望むように。だがしかし、古川はそうであってはいけないと説くのである。わが国の学者もそろそろ本当の意味で独自の（オリジナルな）理論を提唱しなければならない時期にさしかかっている。その意味で、各自、古川の言葉を自戒の念をもって傾聴・吟味し、研究を推進・展開しなければならない。

「一つの到達点」に立って

ところでわが国において、古川の謂う「社会福祉の概念装置」構築に向けての学的営為がこれまでに行われてこなかったわけではない。多くの先学たちが創出のための努力（＝「産みの苦しみ」）を繰り返してきたのである。そうした営為の一つに、社会福祉法制の領域における佐藤進の研究業績がある。そこで以下においては、佐藤の障害者福祉法における「人間と人権を尊重する、有機的かつ包括的な法政策」（上点筆者）の構想について取り上げてみたい。

1981年の「国際障害者年」を受けて、国連は82年に

* 上越教育大学学校教育学部講師

「障害者に関する世界行動計画」を策定した。かかる国際年と行動計画を、48年の「世界人権宣言」から始まり、67年の「国際人権規約」、75年の「障害者の権利宣言」を経て成し遂げられた「一つの到達点」(上点筆者)と見なす佐藤は、「人間のライフ・ステージに即応して広く人間と人権を尊重する、有機的かつ包括的な法政策」[佐藤 1990, 51] の構想の中で、障害者の権利保障の体系化を試み、5項目からなる提言を行ったのであった。それは1990年のことである。

かかる提言によれば、第一に、「障害者の包括的な概念規定」、すなわち現行実定法に明文化された障害者の権利保障をより包括的に体系化しなければならない。第二に、所得保障、福祉医療、教育施策、環境整備などが国・地方自治体・関係機関によって講じられなければならない。第三に、日常生活や社会生活を営むためのサービスや諸施設における差別が撤廃されるように積極的措置(ポジティブ・アクション)が施されなければならない。第四に、「障害者への正しい理解」と差別観を払拭するための施策が考案されなければならない。第五に、障害者の「包括的にして具体的な」サービス受給権が明示され、特にその内実化に向けて障害者が審議会や公聴会などに代表として参画できることを保障する義務規定を設けなければならない、以上の5項目について早急に取り組むことの重要性を佐藤は主張した。

それでは今日、佐藤のこれらの提言に対して、私たちはどのように応えようとしているのであろうか。以下において、この問いを“法政策的”見地をも考慮に入れた障害者福祉法制の構築という観点から検討したい。

提言の今日的意義を考える

ここでは、小稿における議論の必要性から佐藤が主張した5つの提言を3点に縮約し、それぞれ代表的な問題点を指摘することによって、提言の今日的意義を考えることにしたい。なぜなら、それらはどれも障害者の権利を体系化することによってのみ構築される障害者福祉法制においては避けて通ることのできない重要な検討事項であるのだから。

(1) 固有のニーズへの対応

以前、京都新聞に掲載された記事によれば、京都府亀岡市内の特別養護老人ホームで行われた不在者投票の際に、特定の候補者名を書いた紙が配られ、自分で候補者を選べない老人性痴呆症の入所者については、職員(代筆係)がその紙を見て投票用紙に代筆していたと報じられた。このとき入所者の意思確認は行われ

なかったという[京都新聞 1999]。ここに、わが国の高齢者、特に障害をもつ高齢者の人権保障にかかわる悲惨な現状を見出すのは筆者だけであらうか。高齢者や(知的)障害をもつ人びとが選挙の際に“政治的に”利用されているのである。その意味で、当該事実にかかわり、個人の選挙権を侵害した者は、公職選挙法に違反する不正行為としてその責任が追及されるべきではないか。なぜなら、そこでは基本的人権の一つとして日本国民の「成年者」(憲法第15条)すべてに保障されている参政権、特に選挙権が侵害されているのだから。障害をもつ、高齢に達するなどの理由によって人権が制限を受けることはない。このような事件を契機として、つまり当該組織の職員によって行われた選挙権の侵害から、私たちは公職選挙法それ自体によって高齢者や障害をもつ人の参政権⁽¹⁾に対する配慮がまだ十分に行われていないという事実を学ばなければならない。

佐藤の指摘との関係について言えば、こうした事実の根底には障害者の包括的な概念規定が未だに確定されていないという問題が存する。つまり、わが国における法制上の障害者の概念は具体的事例に適用することが困難な、極端に狭いものなのである。障害“児”、障害“者”、“高齢”者などと言われるように、年齢や障害の種別により差異・分化されているのが現実であり、しかもそうした差異・分化には何の合理性も必要性も見出されえないのである。佐藤が包括的な概念規定を提唱した背景には、こうした年齢や障害の種別を超えて、各々の障害に着目し、そこから生じる固有のニーズに適切に対応するためには、かかる概念規定が不可欠だったのである。佐藤の指摘が決して彼らを“集団”と見なし、画一的な施策を講じるために行われたものではなかったことを私たちは理解する必要があるだろう。

(2) 差別観に基づく法秩序

佐藤は「障害者への正しい理解」と差別観を払拭するための施策の実現を説いたのだが、わが国の障害をもつ人や高齢者は依然、権利(人権)に関して、差別的な法秩序の下に置かれていることに何ら変わりはない。

人権保障とは、もともと障害をもつ人や高齢者の年齢や性別などを問うことなく、人間として共通する基本的なニーズから由来するものである。それにもかかわらず、介護保険法(平成9年12月、法律第123号)に代表されるように、人権は結果的に老人福祉法および老人保健法の体系と障害者福祉法の体系に二分される。つまり、年齢による差別と障害による差別の二重構造

の法秩序が創り出される。65歳以上の高齢者は第1号被保険者であり、原則として要介護状態になれば介護保険サービスを受けることができる。それに対して、40～64歳の人は第2号被保険者であり、原則としてサービスを受けることはない。ただし、老化に伴う疾病による要介護状態（脳血管疾患、初老期における痴呆など15疾病）の場合には“例外的に”サービスを利用することができる。しかも、20～39歳の人は加入資格さえない。たとえ要介護状態（障害をもつこと）になっても、介護保険という形でのサービスは受けられないのである。

他方、わが国における法制上の概念としての障害者は、既に(1)でも見たように、極端に狭く、包括的なものとは言い難い。例えば、“障害”者か“高齢”者か、年齢・障害の種別・等級などによって差異・分化されている。従って、わが国の障害をもつ人の法律は“区別”することから始まる“差別”観に基づく法秩序とでも言えよう。今後は、そうした差別する法秩序からすべての人を平等に扱う法秩序への転換が法政策の最重要課題になるであろう。なぜなら、わが国では障害の種別の内、「欠損」(impairment)や「機能障害」(disability)に重点が置かれているのに対して、「社会的不利」(handicap)についての配慮が未だ不十分であるのだから[井上 2000, 77]。その結果、障害をもつ人は特に他の人びとと同じレベルで地域生活に参加する機会を失ったり、制限されたりするのである。これからは、障害をもつ人や高齢者を“総体”として捉え、必要な介護、看護、医療サービス、つまり「ケア」を保障する体制づくりが必要になるであろう。そうした人間として共通する普遍的な人権保障と各々の特性や個性にあった権利保障とを“併せて”実現するために障害者福祉の体系化・法制化は不可欠なのである。

(3) 包括的具体的サービス

障害者の「包括的にして具体的な」サービス受給権が明示され、特にその内実化に向けて障害者が審議会や公聴会などに代表として参画できることを保障する義務規定を設けなければならない、と佐藤の提言は締め括られていた。つまり、“すべての”人に人間として共通する権利を“等しく”保障する制度の確立、しかも障害をもつ人の声が反映される法制の構築こそ私たちの究極的な課題に他ならない。

従来、わが国では、年齢別、障害別にそれぞれの立法（児童福祉法、障害者福祉法、老人福祉法、老人保健法、介護保険法など）が対応してきたが、各制度間において、サービスを利用するための要件が厳しく設定されていたため、「制度の谷間」に陥ることになる

人⁽²⁾も多かった。他方、サービスの水準が低いため、“必要な”人に“必要な”サービスが提供されているとは言い難く、むしろ分断し排除するための差別する法秩序と言わざるをえない状況にある。そうした法秩序と所謂「縦割り行政」の中に、障害をもつ人や高齢者が放置されてしまっている[井上 2000, 96; 新藤 1996]。

では、このような状況を変えるために私たちは何をなすべきなのか。第一に、現行の高齢者福祉法、障害者福祉法、児童福祉法などの個別的立法の内容を豊かにし、共通する点に着目しながら相互の連携を強化する必要があるように思われる。障害者プラン、介護保険事業プラン、老人保健福祉プランなどは本来別々に論じられるものではなく、共通の視点と理念（例えば、ノーマライゼーションやバリアフリーなど）を踏まえて、固有のニーズに対応していく、互いに連動した人権保障プランにならなければならない。第二に、そうした考え方から、例えば障害をもつ人を中心とした住民参加型の障害者プランを策定し、その経験と内容を介護保険事業プランおよび老人保健福祉プランの策定などについても活用していくのである。しかし、障害別、年齢別というように差別する法秩序のもとでは、連携や協同にも限界があるように思われる。故に、“総合的な”福祉的サービスにかかわる立法（例えば、北欧のサービス立法[Ketscher 1996, 314]など）を行う必要性が生じる。その上で、前述のように、個別的立法をより豊かな内容にしながら、障害・年齢の種別・程度を超えて、各々の個性としての障害や年齢などに個別に対応し、必要なサービスを保障する法としての“サービス法”(social law of serviceあるいはsocial assistance act)へと統合していくのである。このことこそ今後の障害者福祉法制にかかわる者の使命であるように思われる。

以上から、佐藤の提言は当時から今日も障害者福祉法制を論じる上で取り組まなければならない喫緊の一大義になっていることが明らかになる。

法政策としての提言の意義

ところで、佐藤の提唱する構想としての「法政策」とは、本来ならば、相互に馴染まない「解釈」(de lege lata)と「立法」(de lege ferenda)とが「結合」したものに他ならず⁽³⁾、それは平井宜雄の提唱した「法政策学」[平井 1987]と連動して、大いに実りある社会福祉学の研究領域を“新たに”切り拓くことになったのである。つまり、学問が自らの対象に拘りを示していた時代には、「法律学」とは「現行法」=「法律」その

ものを解釈する領域であるのに対して、「政策学」は「法律」になる“以前のもの”、従って「法律」に影響を与える“元のもの”を考察する分野であった。それ故に、両者は異なる学問領域を形成していた。

だがしかし、佐藤のように社会福祉学と法律学の境界領域で actual に研究を行い、新たな領域を切り拓く可能性をもつ学究は、単に法律の実効性“のみ”を重視し、制度の解説や条文の解釈“だけ”を尊重する従来の法律学的な研究の在り方にある種の閉塞状況を看取り、「法律学」と「政策学」とを融合した、“新しい”研究領域を開拓することになったのである。つまり、「法政策学」とは、理論としての「法律学」が現代社会の急速な変化に対応すべく、実践としての「政策学」と融合した結果、形成された“新たな”学的複合領域⁽⁴⁾に他ならない。

従って、佐藤に見られる「法律学」と「政策学」とを融合した「障害者福祉法制」に関する研究は、「ある具体的な障害者福祉立法の指針となる『政策』を示すための学問」または「障害者福祉立法の背後にあってそれに方向づけを与える個々の具体的『政策』を分析する学問」というように規定することができよう。

提言を実現する装置の構築

では、佐藤の提言も含め、古川の言う「概念装置」を十分に機能させることのできる方法はないのであろうか。政策（学）が法律（学）を動かすためには何が必要なのか。そこで、先述の介護保険法に絡んだ議論を今一度考えてみたい。この法律の制定前から、研究者や実務家の間で制度の不備に対する意見や批判が表明され、活発な論議が交わされた。にもかかわらず、法律は施行され、法案先送・施行延期などといった処置が施されることはなかった。だから、今なお、それを問題にしている人びとがいるのだ。それ故に、私たちは早急に法律や制度を「疑う」ことを認め、そうした市民や学（識）者による声と態度が法律や政治に反映できる“新しい”システムを創り出す必要がある。

ところで、一貫してそのような問題の取り上げ方をしてきた法哲学者の一人に井上茂がいる。井上は言っている。「特に専門家によって疑問が投げられている法律があるとすれば、それはまず『疑問のある法律』として、疑問点が公式に解消されるまでは実質上その法律である資格が未確定であるものとみなし、したがってこの法律に従わない行動を違法としてとりあつかうことは控えるべきである。この配慮は、とくに公機関の果たすべき責務でさえある」[井上 1972] と。

井上の展開する視点に立って問題を考えてみると、

わが国の社会福祉法は正式な立法手続を踏んでいる。故に、それがわが国の法律であるということに何ら変わりはない。しかし、かかる事実に見られる形式的側面とは別に、その法律の内容を検討することにより、「従うことに問題がある」とする事実もある。このような事実は「特定の法律に対する不服従の態度」という外形をとって表面化することになる。このとき、井上はこの法律の「妥当性についての『疑問』がまず検討されなければならない」[井上 1973, 451] と主張する。つまり、ある社会において「法律感覚・法律意識をもつ社会層」の多数が問題にし、法実務家・法理論家・問題になっている法律を含む対象を研究する専門家が強く疑問を投げかける場合、そのような法律はそうした事実があるが故に“明白に”『疑問のある法』」[井上 1973, 451] と見なされねばならない。

このような法律に対する姿勢は、単なる「悪法論」⁽⁵⁾（＝それが“悪い”法律であるが故に従えないとする立場）とは異なり、あくまでも「法律の問題として」処理する「姿勢と推論」とに徹する（小稿では、これを「疑法論」と呼ぶことにする）。従って、「もし疑問が解けるならば従うこともあり得る」。「法律を疑う」という問題提起をする姿勢は、それが“悪い”法律だから、つまり「悪法」だから従わない行動と外見的には同じように映るが、その法律に従うことに慎重を期し、従うことを停止している行動以外の何物でもない。他方、疑問を投げかけられた側にはかかる疑問を解消する責任があると同時に、疑問が解消されるまでは市民の行動に対して寛容である責任もある。そうした責任を果たすための方法として、今日では、苦情処理機関⁽⁶⁾の設置やオンブズマン制度⁽⁷⁾の創設などが地方自治体を中心に行われている。井上によれば、「現代の市民性は受け身のものではなく、政治や立法に積極的な影響をあたえる性能である」[井上 1972]。そのように考えれば、佐藤の提言も古川のものであるから、現実を是正・矯正する力を内に秘めた「疑法論」ということになる。

法律学と政策学は従来相互に馴染まず、それ故、前者は解釈論として、後者は（佐藤の提言に見られるような）立法論として展開されるのが常であった。だからこそ、かつての社会福祉法制の研究も前者の一領域を超えることができず、法の実効性を重視した制度の解説や判例の解釈に重きを置いたものにすぎなかった。それに対して、政策学を自らの内に取り込む法律学としての障害者福祉法制（論）は法秩序の包括的体系的な構築と記述を目的とする。そのための「不断の努力」

(憲法第12条)が“これからの”社会福祉学によって積み重ねられねばならない。

法の存在性としての明白性

さて、これまでに多くの法学者によって法律の特徴(=「存在性」)について考察が進められてきた。それらを要約すれば、法律が存在するという事は、(1)それが人間によって定められたものであるということ=「実定性」、(2)制度に服・反することによって何らかの見返りがあるということ=「制裁性」、(3)それが一国の法秩序全体のある部分を形成しているということ=「体系性」、(4)人間が社会生活をおくる上で有益であるということ=「根元性」⁽⁹⁾、以上のような特徴を示すことになるのである。

しかしながら、私たちは小稿において法律を“疑う”という姿勢(=「疑法論」)を検討することにより、さらに一つの法律の存在性を付け加えることが可能になった。それが「明白性」⁽⁹⁾、つまり「明白に市民の幸福に繋がるものであるということ」である。詳述すれば、「明白性」とは法案が国会を通過した後、施行されるまでの周知期間に、あるいは法律として施行された後に、その法案・法律に対する疑いの余地が発生した場合、また新たに法律が施行されることにより、現在享受している保障やサービスよりも(著しく)低いものしか享受できなくなる場合、つまり本来すべての人を守るためにあるはずの法律を施行することによりその人たちが今以上に苦しむ状況や差別される事態が生じる場合、その法案は先送されるか、施行が延期されるべきである。そのような法案は早急に改正されなければならない。簡潔に言えば、“明白に”市民の幸福に繋がるような法律や制度でなければ、これからの時代においては、法律や制度に屈しないのである。そうした法律や制度の特徴を今日では「明白性」としてはっきりと位置づけておく必要があるのだ。

この「明白性」という視点に立てば、佐藤の提言や古川の概念装置のみならず、究極的にはグラスルーツ(=「草の根」)レベルで法律や制度を動かすことも可能になる。それは決してすべての法律や制度が可変的であるということではない。“明白に”市民の側に有益に作用しない法律や制度には服従しないことを意味する。その結果、市民は問題解決のための手段を自らの手に取戻し、社会状況を改善することに成功する。それは基本的な権利を確保するために必須の法律と制度の特徴であると言えよう。

∴

「改憲」「護憲」「論憲」などに分かれての憲法論議⁽¹⁰⁾

は憲法調査会を舞台にして継続的に行われてはいるものの、政局との関係からなかなか論議が深まりそうにないというのが実情である[朝日新聞 2001]。では、そもそも何故に「社会の根底のルールを定めた」憲法を「広範かつ総合的に調査」する必要があったのだろうか。それは憲法が目指す「理想」と「現実」との間に乖離が存在したからに他ならない。

ところで、そうした憲法の「理想」の一つに生存権規定があり、日本国憲法第25条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活ぶめんにについて、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と明言されている。新しい世紀を迎えて、私たちの生きる「現実」はこの憲法の文言が反映されたものになっていなければならない。だが、福祉の現場からは、遺憾ながら、不正摘発を重視する余り、法の精神を逸脱した運用が横行している、との報告がなされている。だからこそ、小稿で考察した「法政策」「疑法論」「明白性」などが広く人びとの間に根をおろし、憲法の「理想」が「現実」のものとなることを願わずにはいられないのである。

論 註

(1) 障害をもつ人びとにとっての参政権保障の重要性については[井上 1993]を参照されたい。「普通選挙」(憲法第15条)という言葉には、本来、納税額に関係なく国民が等しく選挙権を持ち、民意を政治に反映させることができるという意味が込められていたはずである。しかし、かかる憲法の理想とは異なり、投票したくてもできない有権者がいることも事実である。身体に障害をもつ人にしか郵便投票が認められていない、しかも郵便投票は自分で候補者名を書かねばならないなど、さまざまな理由から現在でも投票を望んでも投票できないという厚い「壁」が存在するのである[毎日新聞 2001]。

なお、小稿における「障害をもつ人」という表記については、[松友 1981; 小沼 1982; 井上 1993; 2000]に従った。松友は「その意味でこの場合も、障害をもつ人々(People with disabilities)と表現すべきであります」(上点筆者)[松友 1981, 15]と主張し、小沼は「国際障害者年東京都行動計画」の中で集約された障害者福祉の理念を、つまり「障害は個人の身体的又は精神的属性のひとつに過ぎない。障害がいかに重くても、人間としての尊厳が損われるものではなく、生まれながらにその家族及びそれをめぐる地域社会の中に包含され、その人格と生命

- は最大限に尊重されなければならない。また障害をもつ人が障害をもたない人とともに生活していることが当然の姿である。したがって“障害をもつ人ともたない人がともに生きる”ということが障害者福祉のあり方である」(上点筆者)[小沼 1982]を重要視している。
- (2) あるベテランケースワーカーによれば、「国の監査が厳しく、返還を免除すると、しつこく追及される。国に目をつけられたくないために、わずかな収入を消費者金融のように取りたて、生存権を守るはずの福祉事務所が人権を侵害している」[毎日新聞 2001]のである。
- (3) 筆者はこの区分について [Weinberger 1979, 99] から学んだ。
- (4) 複合領域はかつて「学際研究」とも呼ばれ、「境界領域のない学際的アプローチをとる総合科学」[小林 1985, 4] の出現に寄与した。私見では、かかる「総合科学」の一つとして「社会福祉学」があり、ここでは社会福祉の観点から法律学・心理学・建築学などが研究されているのである。
- (5) 例えば、古代ギリシアの悲劇詩人ソポクレスの「アンティゴネー」[ソポクレス 1961]に見られるような態度を指す。「悪法」という言葉から多くの人びとは「自然法(論)」を想起するであろう。それ故に、井上の説く「疑法」と「悪法」の違いについて明確にしておかねばならない。両者は共に現行法(あるいは実定法)を批判する拠り所として、その思想を展開する。現行法に欠陥がある場合、自然法は“法の本来あるべき理想像”としての機能を果たしてきたのである。その意味から、自然法と疑法論は同一のものとして受け取られることがある。だが、後者から発せられる市民や学(識)者の声と態度には、法律の制定・改正に向けて開かれた“積極的な”意味合いが込められていると同時に、“新たな”機関の設置や制度の創設を促進する可能性も含まれている。
- (6) かかる苦情処理機関の一つとして「人権救済制度」が人権擁護推進審議会によって構想されている。なお、「人権救済制度の在り方に関する中間取りまとめ」(2000年11月)によれば、「救済」概念について「人権侵害が発生した後の侵害行為の排除や被害回復のみならず、人権侵害が発生するおそれの高い場合のその防止や、いったん発生した後の再発防止を含む広いもの」と定義している [阿部 2001, 26]。
- (7) 市民オンブズマンの活動は情報公開法との関係から今まで以上に促進・発展することが予想される [林 2001, 97]。
- (8) 法の「根元性」については [井上 1989a; 1989b] を参照されたい。
- (9) 法の「明白性」については [小田桐 2001] にその概要を記している。
- (10) 憲法学者、小林直樹は憲法論議の方法として、4つの条件を提示している。それによれば、①憲法論議は自由闊達かつ理性的になされるべきである、②考察も議論も広く深く行われるべきである、③主権者国民の積極的参加による方向づけを尊重すべきである、④為政者は責任ある政治・経済の秩序の建て直しを第一課題とすべきである、以上が小林によって提示された4つの条件である [小林 2000, 92]。いずれにしても、私たちは「憲法の哲学」をもって、すなわち「人類史の視座」から、憲法について議論しなければなるまい。なぜなら、「真の」憲法とは「高い価値理念や理想」を掲げているもの以外の何物でもないのであるから。

参考文献

- 阿部浩己 [2001] 「人権救済制度の構築——国際人権法の視座——」『法律時報』901号(2月号)25~32頁。
- 井上 茂 [1972] 「疑法と悪法」『讀賣新聞』5月30日。
[1973] 『法秩序の構造』岩波書店。
[1989a] 「法秩序における真実と事実」『法哲学年報』1988年度, 1~15頁。
[1989b] 「法の根底にあるもの」有斐閣。
- 井上英夫 [1993] 『障害をもつ人々と参政権』法律文化社。
[2000] 「高齢者、『障害者』の人権と日本の課題——国際高齢者年を契機に——」『早稲田法学』75巻3号, 73~97頁。
- 小田桐忍 [2001] 「介護と法律——疑法論から法律の存在性を再検討する——」『上越教育大学研究紀要』20巻2号, 509~522頁。
- 小沼康夫 [1982] 「『国際障害者年東京都行動計画』と今後の課題」『リハビリテーション研究』39号(3月)18~19頁。http://www.dinf.ne.jp/doc/prdl/jsrd/rehab/rhb001/r039-018.htm (01/05/02)。
- 小林俊治 [1985] 「学際研究の推進に向けて」『早稲田フォーラム——大学問題論叢——』47・48号, 4~8頁。
- 小林直樹 [2000] 「論憲の大前提を考える」『世界』676号(6月号)77~94頁。
- 佐藤 進 [1990] 「日本の障害者の権利保障——国連『世界行動計画』以降の動向を中心として——」『ジュリスト』970号(12月15日号)45~51頁。

- 新藤宗幸 [1996] 「福祉行政と官僚制」岩波書店。
ソボクレーヌ [1961] 「アンティゴネー」(呉茂一訳)
岩波文庫。
- 林田 学 [2001] 「情報公開法——官民の秘密主義を
超えるために——」中公新書。
- 平井直夫 [1987] 「法政策学——法的意思決定および
法制度設計の理論と技法——」有斐閣(なお、95年
の第2版では副題が「法制度設計の理論と技法」に
変わっている)。
- 古川孝順 [2000] 「理論研究への期待——視点の立て
直しを」日本社会福祉学会「学会ニュース」24号、
1頁。
- 松友 了 [1981] 「人権・障害者福祉・平和——国際
障害者年の基本課題は何か——」(座談会)「ジュリ
スト」増刊(総合特集)24号、6~32頁。
- Ketscher, Kirsten [1996] “The Danish Social System”,
Danish Law in a European Perspective, Gad Jura
Publishers, 293-325.
- Weinberger, Christiane und Ota [1979] *Logik,
Semantik, Hermeneutik*, Verlag C.H. Beck.
- 朝日新聞 [2001] 「漂白する憲法調査会」5月2日。
京都新聞 [1999] 「入所者に特定候補示す——老人ホ
ームで選挙疑惑」9月3日。<http://www.kyoto-np.co.jp/kp/topics/99sep/03/05.html> (01/05/02)。
毎日新聞 [2001] 「憲法・・・現実とのはざままで」5
月3日。